

大台町議会ハラスメント防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大台町議会ハラスメント防止条例（令和5年大台町条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(相談窓口の設置)

第3条 条例第6条に規定する相談窓口は、議会事務局に置く。

(苦情の申出)

第4条 条例第7条の規定によるハラスメントに関する苦情の申出は、ハラスメント申出書（様式第1号）によるものとする。

(審査会の設置)

第5条 議長は、前条に規定する申出を受けたときは、事実関係の調査及び解決策の協議を行うため、ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員定数は6人以内とし、議長及び当事者を除く議員の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。

3 審査会の委員は、当該事案の審査結果を議長に報告したときは、解任されるものとする。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の組織)

第6条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、その座長となる。

2 審査会の会議は、委員3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 3 審査会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成で決する。
- 4 前項の場合、会長は委員として表決に加わることができる。
- 5 審査会は秘密会とする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。
- 7 会長は、審査会の会議の経過及び結果をハラスメント審査結果報告書（様式第2号）により議長に報告しなければならない。

（必要な措置）

第8条 議長は、前条第7項の結果報告を基に、ハラスメント申出対応結果報告書（様式第3号）により、第4条の申出書を提出した者に報告しなければならない。

- 2 議長は、審査会の審理によりハラスメントの事実が認定されたときは、ハラスメントの行為者への指導、助言等により当該ハラスメントの問題を解決するよう努めなければならない。
- 3 議長は、当該ハラスメントが悪質である場合、又は指導、助言等によっても当該ハラスメントが改善されない場合は、当該ハラスメントを行った議員に対し、適切な措置を講ずるものとする。

（審査結果の公表）

第9条 条例第8条の規定による公表は、町のホームページ等に掲載して行うものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ハラスメント申出書

申出の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	
申出者	所 属	
	職名・氏名	
申出の概要	発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時頃
	発生場所	
	議員氏名	
	内容	
申出者又は関係者の意向		
備考		

大台町議会議長 様

大台町議会ハラスメント審査会
会 長

ハラスメント審査結果報告書

年 月 日付で提出があったハラスメントに関する苦情の申出に対する審査の結果を報告します。

申出の概要	発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時頃
	発生場所	
	議員氏名	
	内容	
調査内容	調査実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
	調査の目的	
	調査の方法	
	ハラスメント該当の有・無	該当 ・ 非該当
	ハラスメントの種別	パワー・ハラスメント セクシヤル・ハラスメント その他のハラスメント ()
	認定理由	
	調査の結論	
	調査の提言	

※調査の目的には、ハラスメントの調査、有無の判定、再犯防止策を策定することなど記載。
 ※調査の方法には、被害者の主張、加害者の弁明、第三者の証言や証拠資料の収集・分析等を具体的に記載。
 ※認定理由には、会議の経過、認定した事実を裏づける証拠を明示し、認定により不利益を受ける当事者の弁明を排斥する理由を記載。
 ※調査の結論には、ハラスメントの有無に関する事実認定、審査会としての結論などを記載。
 ※提言には、ハラスメントの再発防止策等を具体的に記載。

様

大台町議会議長

ハラスメント申出対応結果報告書

年 月 日付で提出があったハラスメントに関する苦情の申出に対する対応結果を報告します。

事件の概要及び 審査結果	申出の日時	
	議員氏名	
	申出の概要	
	審査結果	
指導等の内容		
備考		